

第9章 環境美化対策

1 概 略

私達が住む長崎は、豊かな自然環境のもとに日本屈指の景観を誇る観光都市としての形態を保持してきたのであるが、近年の地球環境の悪化は、私達が誇るこの美しい街にも影を落としており、緑地の減少、廃棄物の増加など、深刻な問題を抱えている。

そこで、官民一体となり、この豊かな環境を大切に保護し、人間性の回復になくてはならない快適な環境の維持に努めることが必要と考えられる。

本市では昭和48年8月1日に、長崎市「街を美しくする運動」実施要綱を定めるなど、行政、市民、事業所等の参加による官民一体のもとに、緑と花があふれる美しい郷土長崎のまちづくりに取り組んでいる。

2 空き缶等散乱防止対策

空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等が道路、空き地、公園などに投げ捨てられ、環境の美化を阻害する大きな要因として、全国的に社会問題となっている。

そのような中、平成21年4月1日からごみのポイ捨てと屋外の公共の場所での喫煙を禁止することで、環境美化を進めるとともに、快適な生活環境づくりを目指して「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例（ポイ捨て・喫煙禁止条例）」を施行している。

また、本市では空き缶等の散乱防止対策として次のような対策を講じている。

(1) 年間対策

- ア 地域での空き缶等の散乱防止清掃活動に対し、ボランティア清掃用ごみ袋の配布やごみ収集車を配車
- イ アダプトプログラム※を活用した市民協働環境美化推進事業を実施
(令和5年3月31日現在里親登録数200団体)
- ウ ポイ捨て・喫煙禁止地区として14地区を指定し、職員によるパトロールを実施
- エ 廃棄物指導班によるその他幹線道路の不法投棄ごみの監視、指導、回収

(2) 月間対策（環境月間）

- ア 空き缶等の散乱防止活動に対する清掃用具、ごみ袋の提供
- イ 毎年8月第1日曜日に市内全域の散乱ごみの一斉清掃を自治会を中心に実施（市民大清掃）

※アダプトプログラム

一定区間の公共の場所を養子にみため、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、市が清掃用具の支給やごみの回収などの支援を行う取組み。

3 環境美化に関わる広報・啓発

(1) 年間活動

ア 広報ながさき、テレビ、ホームページによる啓発

(2) 月間活動（環境月間）

ア 各種メディアによる広報、啓発

イ 市役所庁舎の透過ディスプレイへの掲出による啓発

ウ ごみの不法投棄の調査

4 不法投棄対策

近年、増加傾向にある山林、道路敷き等への不法投棄に対応するため、平成7年度から専任の監視指導員を1名配置し、不法投棄箇所の監視パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び未然防止に努めており、平成13年度からはこの監視指導員に警察OBを配置して警察との連携を図っている。

また、平成9年4月から不法投棄等の監視パトロール及びごみの散乱防止を目的として、環境整備士3名による環境美化パトロール班を設置し、平成13年10月からは指導員5名を加え8名体制、平成17年4月からは指導員2名を加え10名体制とし、監視パトロールの強化を図ってきた。さらに、平成21年4月から組織名称を廃棄物指導班に変更し、環境整備士3名を指導員3名に変更し、清掃指導員10名体制としている。

なお、平成17年4月から令和5年3月まで現職警察官の派遣を受けており、特に悪質な不法投棄事案及び放置自動車対策に取り組むとともに、警察との連携強化に努めた。

加えて、平成17年4月から不法投棄の情報を広域的かつ積極的に収集し、不法投棄の状況をより迅速かつ細かく把握するとともに、適切な対応を行い、不法投棄防止の推進を図るため、専用のフリーダイヤル回線及び市のホームページで不法投棄の情報を受け付ける「不法投棄110番」を設置している。

また、郵便局、九州電力及びタクシー協会と不法投棄発見時の通報協定を締結し、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っている。

5 空地対策

管理が不十分な空地に雑草が繁茂し、廃棄物の絶好の捨て場や、カ・ハエなどの発生源となり、生活環境を悪化させている例が多い。

そこで、健康で快適な環境づくりの一環として、昭和49年10月に施行した「長崎市環境保全条例」に基づき、空地の所有者や管理者に対し、生活環境を阻害しないよう適正に管理しなければならないことを規定し、不良な空地については指導を行っている。

なお、令和4年度は、437件の相談が寄せられ、空地の所有者あるいは管理者に文書及び口頭で適正管理を指導した。

6 長崎市「街を美しくする運動」推進協議会

(1) 概要等

都市の発展及び消費生活の多様化に伴うごみの増加、緑地の減少などにより自然環境が悪化するにつれて、快適な生活環境を求める声が高まり、昭和48年8月に市、関係公共機関、運動に賛同する団体等で、長崎市「街を美しくする運動」推進協議会が結成された。

令和5年7月1日現在、49団体が加盟し、市民参加のもとに美しい郷土の街づくりを推進するため、街を緑化し花いっぱいにする、街からごみを追放するなどの運動を展開している。

(2) 緑化花いっぱい運動

ア 緑化花いっぱい園芸講習会の開催

イ 長崎市と共同で実行委員会を組織し、ながさきグリーンキャンペーンを開催

(3) 環境美化運動

ア 市民大清掃の実施（8月の第1日曜日）

イ 「ながさきエコライフ・フェスタ」への参加・後援

長崎市やながさきエコネット等で組織する「ながさきエコライフ実行委員会」主催の「ながさきエコライフ・フェスタ」について後援するとともに、会場において協議会ブースを設置し、パネル展示等により協議会事業等の周知を行うとともに、会場周辺の清掃活動を行う。

ウ 長崎ごみぶくろの活用

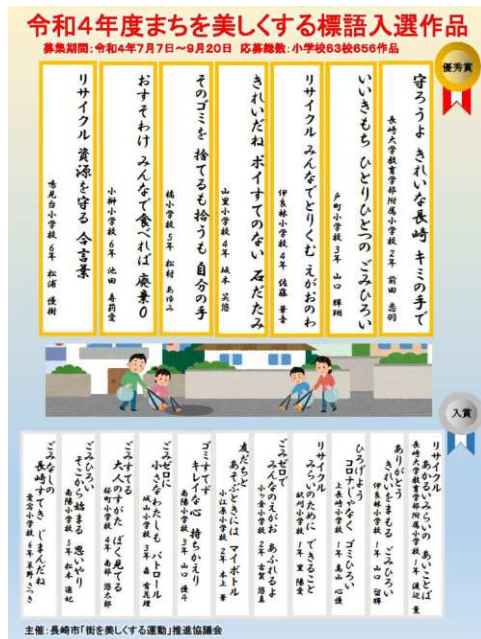
小学生による「まちづくり」アイデアコンテストでの提案を受け、平成30年度にそのアイデアを実現させて製作した長崎ごみぶくろ（小型のボランティア清掃用ごみ袋）を活用し、小中学生の児童生徒による学校や地域における環境美化活動などを通じて、こどもたちの環境への意識やボランティア意識の醸成を図る。



長崎ごみぶくろ

エ まちを美しくする標語の活用

小学生による「まちづくり」アイデアコンテストでの提案を基に、令和3年度より新たに実施した事業である「まちを美しくする標語」の小学生への募集を継続し、自治会掲示板等へのポスターの掲示などの活用より、地域環境美化の啓発を行う。



まちを美しくする標語ポスター

(4) 功労者の表彰

美しい長崎の街づくりを目標に、緑化花いっぱい運動、環境美化運動等の活動に功労の顕著な団体及び個人の表彰を行っている。